

平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.4

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
1	特定施設入居者生活介護	報酬	退院・退所時連携加算	退院・退所時連携加算の算定要件として病院等の医療提供施設を退院・退所した証明として退院時に提供される看護サマリー等で構わないか？	退院・退所時の医療提供施設と特定施設との連携の記録について特に指定はしませんが、「居宅介護支援費の退院・退所加算に係る様式例の提示について(平成21年老振発第0313001号(最終改正:平成24年老振発第0330第1号))」にて示している「退院・退所に係る様式例」を参考にしてください。 (平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月23日)問70)
2	特定施設入居者生活介護	報酬	退院・退所時連携加算	特定施設に入居後に入院加療が必要となり入院となった方については、加算の対象に含まないとの解釈で良いか？	30日を超える医療提供施設への入院・入所後に再入居した場合は、退院・退所時連携加算が算定できます。 (指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴い実施上の留意事項について(老企第40号平成12年3月8日厚生省老人保健福祉局企画課長通知)第二の4の(13)の③)
3	特定施設入居者生活介護	報酬	若年性認知症入居者受入加算	若年性認知症入居者受入加算の個別の担当者について職種は問わないか？	施設や事業所の介護職員の中から定めてください。人数や資格等の要件は問いません。 (平成21年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1))
4	特定施設入居者生活介護	報酬	若年性認知症入居者受入加算	若年性認知症入居者受入加算の個別の担当者について職員1名が複数人の担当者になることは構わないか？	施設や事業所の介護職員の中から定めてください。人数や資格等の要件は問いません。 (平成21年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1))

平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.4

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
5	特定施設入居者生活介護	報酬	若年性認知症入居者受入加算	若年性認知症入居者受入加算の対象となる方については、医師からの認知症である診断書等が必要となるとの解釈で良いか？	医師から若年性認知症である旨の診断を受けていることの確認は必要ですが、加算の要件として診断書等の取得までは求められていません。 ただし、利用者アセスメントの観点から、診断書又は主治医意見書を取得しておくのが望ましいです。
6	特定施設入居者生活介護	報酬	身体抑制廃止未実施減算	身体抑制廃止未実施減算について算定要件の身体抑制等の適正化のための対策を検討する委員会について毎月実施しているカンファレンスで、抑制廃止について検討をしている場合でも改めて委員会を発足して会議を開催しなければいけないのか？	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下、委員会)にて検討を求められるのは、「身体拘束等の適正化のための対策」であり、貴事業所で実施されているカンファレンスが、抑制を受けている利用者の抑制廃止についてを検討する場であれば、抑制対象者が居ない場合に開催されないことから、基準に適合するものとは言い難いです。 なお、当該カンファレンスにおいて「身体的拘束等の適正化のための対策」を検討することとするのであれば、当該カンファレンスを委員会とすることも可能です。
7	認知症対応型共同生活介護	報酬	生活機能向上連携加算	医療提携機関との契約書類は必要か？必要であれば記載事項を知りたい	委託契約の締結は必要となります。 なお、契約書の記載内容については、委託の内容を鑑みたくて、それぞれの合議により定めるものであり、定型で示す性質のものではないことを御理解願います。 (平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月23日)問113)

平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.4

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
8	認知症対応型共同生活介護	報酬	生活機能向上連携加算	医療提携機関の担当職種の訪問頻度と共同評価頻度	<p>本加算に関しては、理学療法士等(担当職種)と共同で行った評価に基づき作成された認知症対応型共同生活介護計画に基づき提供された、初回の介護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算の算定しようとする場合は、再度の評価を行い、その評価を踏まえた、認知症対応型共同生活介護計画の見直しが必要となります。</p> <p>よって、3月に1回以上の訪問及び評価が必要となります。</p> <p>(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長, 振興課長, 老人保健課長通知)第二の6の(12)①②⑤⑥)</p>
9	認知症対応型共同生活介護	報酬	生活機能向上連携加算	訪問時に、加算対象者全員の評価をしてもよいか?	<p>一度の訪問時における評価人数の上限については定められておりません。</p> <p>ただし、評価が適切に行われるよう留意してください。</p> <p>(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長, 振興課長, 老人保健課長通知)第二の6の(12)各号)</p>

平成30年度介護報酬改定におけるQ&A

H30.4.4

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
10	認知症対応型共同生活介護	報酬	生活機能向上連携加算	<p>医療提携機関の担当職種との共同評価は、ケアプランの評価欄に記入でもよいか？</p> <p>適正でない場合は、用紙を作成する場合の必要記載事項を知りたい。</p>	<p>質問日時点において当該評価の記録に関する書式(通知等)は示されていませんが、共同で評価を行ったことが確認できることが必要と考えられます。</p> <p>なお、理学療法士等と共同して行う評価とは、利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)に関する利用者の現在の状況及びその改善可能性の評価(生活機能アセスメント)とされております。</p> <p>(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)第二の6の(12)②)</p>